

# 平成 26 年第 1 回愛知県子ども・子育て会議 議事録

## 1 日時

平成 26 年 6 月 2 日（月）午後 1 時から午後 3 時

## 2 場所

愛知県自治センター 4 階 大会議室

## 3 出席者

委員 21 名中 16 名

（出席委員）

伊藤聡委員、江川真実子委員、神谷常憲委員、後藤澄江委員、榊原輝重委員、柴田寿子委員、鈴木照美委員、鈴木小百合委員、中尾賢一委員、福上道則委員、丸山政子委員、村井篤委員、望月彰委員、山下幸子委員、山本チヨエ委員、渡辺充江委員

（事務局）

少子化対策監ほか

## 4 議事等

（後藤会長）

議事（1）の『あいち はぐみんプラン』の次期計画については、資料 9 の 3 つの「論点」が本日ご議論いただきたい内容です。論点に関する説明を事務局から一括して行った後、ご意見を頂戴したいと思います。それでは、事務局から論点の 1 について、説明をお願いします。

（事務局）

「あいち はぐみんプランの概要」並びに「あいち はぐみんプラン」の取組評価について、説明いたします。資料 1 「次期『あいち はぐみんプラン』の考え方について」をご覧ください。

「基本的な考え方」として、子育て期だけでなく、若者の就職・結婚を含めたライフステージに応じた取組を、市町村、NPO・企業等、多様な主体と協働・連携して推進することとしております。

「あいち はぐみんプラン」は、愛知県少子化対策推進条例に基づく基本計画、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画であり、母子及び寡婦福祉法に基づく計画の性格も併せ持っています。計画期間は、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間で、「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を基本目標として定めています。計画の体系は、基本目標の下、ライフステージに応じた重点目標を 4 つ設けまして、更にその下に基本施策を 23 設けておりま

す。また、計画を着実に推進するため、各基本施策ごとに1項目以上の重点チェック項目を設け、全部で32項目となりますが、的確な進行管理を行うこととしております。

次に、「あいち はぐみんプラン」の取組評価について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

資料の作り方ですが、一番左に重点目標がございまして、その右に、32の重点チェック項目、次に、計画策定時の現況と目標を記載しています。その右に、24年度及び25年度までの進捗状況と、目標数値に対する達成率、最終の評価見込、一番右に達成できない原因を記載しています。

この評価の目安ですが、左上に記載しましたように、目標数値に対する平成25年度までの進捗率が80%以上の項目は◎としています。5年計画の4年が経過しましたので、毎年度目標に向かって同じように進捗すると仮定して、5年計画の4年分、80%以上進捗しているものは達成の見込みがあると評価しています。達成率が100%以上のものについては、達成率の欄は、「達成」と記載しています。

また、今申し上げた水準までは至っていないものの、目標とする水準に向かって推移しているものを、「○」印で示しています。計画策定時と同じ水準となっているものは、「△」にしておりまして、目標水準とは逆の方向に向かって推移してしまっているものは、「×」で示しています。

評価の目安の欄に記載しましたように、重点チェック項目32項目のうち、7割程度が◎で、目標に向かって進捗していることから、概ね順調に推移しているのではないかと考えています。

しかしながら、目標水準に達していない項目が9項目ございまして、網掛けで表示していますのがその項目になります。その項目の進捗状況等について、説明いたします。

まず、2番の「大学・短期大学卒業予定者の就職率」ですが、平成26年度の目標は、20年度就職率96.4%を上昇させるものです。20年度就職率がリーマンショック前の高い水準ということもあり、平成25年度の大学・短大卒業者の就職率は94.9%と微増し続けておりますが、目標達成は厳しい状況にあります。改善傾向にありますが、まだ、若者にとって厳しい就職環境が原因と考えられます。

次に、3番の「10代の人口妊娠中絶実施率」です。15歳から19歳の女性人口1000人に対する率になりますが、平成26年度の目標は5.2で、平成20年度の7.6から減少させる目標です。平成25年度の進捗は6.3で、目標どおりとはいえませんが、減少しています。避妊に関する正しい知識の不足が原因と考えられ、保健機関が学校等と連携し、いのちの教育を実施し、望まない妊娠の予防に努めています。

9番の「子育て情報・支援ネットワークの構築市町村数」です。子育て情報・支援ネットワークは、登録している妊婦や子育て家庭へ子育て支援情報を提供し、子育て支援サービスの利用につなげる事業ですが、30市町村という目標数値に対し、平成25年度は15市町となっており、伸び悩んでいる状況です。原因としては、国の補助事業が終了したこと、また、ホームページ上での情

報提供で十分と判断する市町村もあり、ネットワーク構築の必要性の認識に差が生じていることが考えられます。

12番の「病児・病後児保育の実施箇所数」です。病児・病後児保育事業により、運営費等の補助を行うことで推進を図っています。42箇所の目標に対し、平成25年度は29箇所という状況です。伸び悩んでいる原因としては、必要な施設整備、人材確保が困難であること、事業に伴う安定的な財源確保が困難であることがあげられます。

なお、平成26年度は、ファミリーサポートセンターの援助会員を預かり人材として活用した医療機関連携型の病児・病後児預かり事業を、市町村を実施主体として、モデル的に実施します。

14番の「休日保育の実施箇所数」は、39箇所の目標に対し、平成25年度は27箇所という状況で、目標数値に向けて増加しているものの目標水準には達していない状況となっております。伸び悩んでいる原因として、保育士の確保があげられます。

17番の小児科において「診療制限している病院の割合」ですが、医師不足により診療制限をしている小児科の病院の割合を減らしていこうという目標です。医師の確保が課題であり、新生児医療を担当する医師の手当に対する補助であるとか、小児の集中治療に習熟した専門医を養成するための研修事業に対する補助などの各種事業を実施しておりますが、昨年度と比較すると数値は改善されているものの、計画策定時と比べ0.4ポイント増加しており、後退しています。

20番の「小学校の外部人材の学校年間派遣時間数」ですが、2,500時間の目標に対し、25年度が2,382時間となっており、目標水準とは逆の方向に向かって推移しています。派遣時間数については学級数を基に算出しており、学級数の減少により結果的に派遣時間数が目標を下回っています。

23番の「子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内の子ども・若者の割合」ですが、平成24年度の一宮市に続き、平成25年度には名古屋市が地域協議会を設置し、平成26年度には田原市と大府市等が地域協議会を設置する予定です。伸び悩む原因として、市町村における地域協議会の必要性への理解、認識の違いが挙げられます。

25番の「乳児院・児童養護施設の定員」ですが、1,341人の目標に対し、平成25年度は1,249人です。原因としては、社会的な養護を必要とする児童の数が計画策定当初の見込みを下回っているため、新たな施設整備がないことによります。

計画最終年度となりますが、引き続き目標達成に向け、事業を着実に実施してまいりたいと考えております。

(後藤会長)

引き続き、論点2についてご説明をお願いします。

(事務局)

次期「あいち はぐみんプラン」の考え方についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

右側の「2 次期『あいち はぐみんプラン』の考え方」をご覧ください。

現在の「はぐみんプラン」は少子化対策推進条例等に基づく、少子化対策の総合的な計画として中長期的な視野に立ち、ライフステージに応じた幅広い施策を位置づけておりまして、本県では、プランに各種取組を積極的に位置づけ、取組を進めているところです。

平成 22 年 3 月の計画策定から 4 年が過ぎておりますが、この間、子ども・子育て家庭を巡る社会環境は大きく変化し、子どもの貧困や増加する児童虐待など今日的な課題がクローズアップされております。こうした課題に効果的に対応するためには、様々な子ども・子育てに関する施策に一体的に取り組む必要があります。そのため、資料のイメージ図にありますように、次期「あいち はぐみんプラン」は、現在の「あいち はぐみんプラン」に、新たに策定することが求められている子ども・子育て支援事業支援計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画、そして、愛知県子どもを虐待から守る条例に基づく計画を盛り込んで策定したいと考えています。

資料 3 をご覧ください。

次期はぐみんプランに関する計画の一覧です。まず、「あいち はぐみんプラン」です。

内容等については既にご説明したとおりですが、根拠の欄、次世代育成支援対策推進法は平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法でしたが、子ども・子育て支援法の制定に伴いまして、本年 4 月に一部改正され、10 年間延長されるとともに、県の地域行動計画はこれまでの策定義務から任意計画に変更されることとなっています。

次に、子ども・子育て支援事業支援計画です。根拠の欄にありますとおり、この計画は平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法第 62 条に基づき策定されるもので、県には策定義務があります。法律は部分施行されており、消費税の引き上げ時期を勘案しながら、早ければ平成 27 年 4 月に本格施行される予定です。この計画は、国が策定する基本指針に即して 5 年を 1 期として策定することとされています。計画内容、必須の記載事項として、区域の設定、区域ごとの当該区域における当該年度の教育・保育の量の見込み、保育サービス等の提供量などの記載が求められています。

次に、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画です。

我が国の子どもの貧困に対する状況が、先進国の中でも厳しく、生活保護世帯の子どもの高校等進学率は全体と比較して低い水準になっています。こうしたことを背景に、平成 25 年 6 月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、26 年 1 月から施行されました。

この法律は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。現在、国においては、内閣総理大臣を会長とする子どもの貧困対策会議において、本年 7 月を目途に、子どもの貧困対策の大綱の作成を進めており、県は、国が定める大綱を勘案して子どもの貧困対策計画を策定するよう努めることとされています。

この計画には、子どもの貧困への総合的な対応として、生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親世帯等に対する教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等が盛り込まれることとなります。

次に、愛知県子どもを虐待から守る条例に基づく計画です。

県内でいたましい児童虐待事件が発生し、社会的な関心が高まる中、児童虐待の通報や対応件数は右肩上がりが増え、深刻な状況が続いています。こうしたことを背景に、平成 26 年 2 月県議会、議員提案された政策条例である、愛知県子どもを虐待から守る条例が 3 月 25 日に成立し、4 月 1 日

から施行されています。この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念や県の責務等を明らかにするとともに、県、市町村、県民、保護者等が一体となって子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

県の取組として、虐待の兆候を発見しやすい立場にある医師らと協力を進めるほか、虐待の通報があった場合の警察との連携などが盛り込まれており、三重県、大阪府、和歌山県の3府県も類似の条例を制定しておりますが、医療関係者や警察との協調を明記したのは、愛知県だけです。概要の欄をご覧くださいと、県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとされています。計画の内容は、子どもを虐待から守ることに関する目標及び施策についての基本的な方針、妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項です。

資料4をご覧ください。

子ども・子育て支援事業支援計画を始めとする3計画の記載事項について、現行の「はぐみんプラン」の体系図に盛り込んだものです。「はぐみんプラン」は子育てに関する総合的な計画として、3計画の記載事項が全て網羅されていることがお分かりになるかと思います。

資料1の右側をご覧ください。

次期「あいち はぐみんプラン」は、本県における子ども・子育てに関する総合的な計画として、現行プランの性格に加え、3つの計画の性格もあわせもつ計画として作成したいと考えています。

(後藤会長)

引き続き、論点3についてもご説明をお願いします。

(事務局)

資料5をご覧ください。

1の「少子化」について、本県の出生数は平成元年から7万人前後で推移しておりまして、平成24年度では67,913人となっています。また、平成24年度の合計特殊出生率、これは15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものでございますが、本県は1.46、全国は1.41でございまして、この数字は安定的に人口を維持できると言われている2.07を大きく下回っており、依然として少子化傾向が続いています。

図1のグラフをご覧ください。

このグラフは、「出生数と合計特殊出生率の推移」を表しています。棒グラフが本県の出生数で、折れ線のグラフが本県の合計特殊出生率となっています。折れ線グラフの数字を見ていただきますと、合計特殊出生率は、若干の上昇はあるものの概ね下降傾向で推移し、平成15年度には1.32と、最低となりました。その後、幾分上昇傾向を示しまして、平成24年度は1.46となっています。

次に「人口ピラミッド」のグラフをご覧ください。

本県の年齢構成ごとの人口分布のグラフとなっています。左側が平成25年の状況、右側が平成47年の予測の数値となっています。平成25年の人口は743万5千人、平成47年の人口は、704万6

千人と5%以上減少する予定となっています。特に0歳から14歳の年少人口は平成25年の104万9千人が、平成47年には79万9千人と大きく減少しまして、人口に占める割合も14.2%から11.3%と、さらに低下していくことが予測されています。今後もいっそう少子化が進行する見通しです。

次に、資料右側の「2 未婚化・晩婚化の進行」をご覧ください。

平成22年度の国勢調査によりますと、本県の30代前半の男性の約半数、女性の約3人に1人が独身、30代後半になりますと男性は約3人に1人、女性は約5人に1人が独身という状況です。図の3のグラフは対象年齢が25歳から39歳となっていますが、近年では35歳から39歳までの男性の未婚率、30代の女性の未婚率の伸びが大きくなっている様子が分かります。

生涯未婚率、これは50歳までに一度も結婚したことがない者の割合、下の注釈にありますとおり、45歳から49歳の未婚率と50歳から54歳の未婚率の平均値で、50歳時の未婚率を示す数値です。平成22年の愛知県の状況は、男性が18.67%、女性が8.3%となっており、グラフの一番左の昭和50年当時の状況と比べてみると、男性は約10倍と大幅に上昇し、女性も平成12年以降急増し、約2倍になっております。

続いて、「晩婚化」についてです。

平均初婚年齢については、長期的な上昇傾向にあります。具体的な数字で申し上げますと、平成24年の愛知県の平均初婚年齢は夫30.6歳、妻28.8歳でありまして、昭和53年と比較しますと夫は3歳、妻は4.1歳高くなっています。これは全国的にみてもほぼ同じ傾向です。

次に3の「晩産化」についてです。

晩婚化の影響を受けて、晩産化も進行しています。

図6をご覧ください。左側の昭和63年の時点では25歳から29歳までの母の出生率は0.88となっていますが、その後低下を続けて、平成20年では0.47となっており、30歳から35歳までの母の出生率より低くなっています。これに対して、35歳から39歳までの母の出生率は年々増え続け、平成20年の時点では、20歳から24歳までの母の出生率より高くなっています。

図7の「出生時の母の年齢階級別割合の推移」を見ていただくと、出生時の母に占める30代後半の者の割合は、平成20年では17.4%で、約6人に1人でしたが、平成24年には20.6%で5人に1人となっています。

次に、資料の右側の「4 夫婦の子どもの数の減少」でございます。

図8をご覧ください。夫婦の完結出生児数、これは結婚持続期間15年から19年夫婦の平均出生子ども数のことを言いますが、昭和50年以降30年間にわたって2.2人前後で安定していましたが、近年は減少し、平成22年の直近の調査では1.96人とはじめて2人を下回っております。

以上の説明をまとめますと、未婚化・晩婚化・晩産化が進んでおり、本県の少子化に歯止めがかかっていないという現状があります。このため、引き続き若者の結婚・就職を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいく必要があるものと考えています。

続きまして、資料6をご覧ください。

新たな課題への対応、1つ目は「ワークライフバランス」です。

「男性の労働時間、家事育児に関わる時間」について、図1を見ていただきますと、週労働時間が60時間以上の就業者の割合、これは正規の労働者と非正規の労働者を合わせた数値ですが、子育て世代の30代の男性のうち週60時間以上働いている人の割合は、平成24年で18.2%、約5人に1人という状況になっています。

また、図2をご覧くださいと、6歳未満児を持つ男性の家事・育児時間、諸外国と日本の従事時間を比較していますが、他の国と比較して、男性が育児・家事に従事している時間が明らかに少ない状況です。その下の図3、子どもと過ごす時間を示しています。上段が平日、下の段が休日です。平成25年度の調査では、平日子どもと過ごす時間が「0～3時間」の男性の割合が全体の75.2%でしたが、前回20年度の調査時には同じ「0～3時間」が59.8%で、平日に男性が子どもと過ごす時間はかなり短くなっている状況が見られます。その一方で、休日に子どもと過ごす時間については長くなっているという傾向が見られます。

資料の右側、「働き方の変化」です。

図4を見ていただきますと、昭和55年の時点では「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」の数が、「共働き世帯」の数を大きく上回っておりましたが、平成9年以降は逆転し、共働きの世帯が片働きの世帯の数より上回っています。

次に、図5「第1子出産前後の妻の就業状況」をご覧ください。

図の左側、「昭和60年から平成元年」の時点では、グラフの上2項目、「不詳」が3.1%、「妊娠前から無職」が35.5%ありますが、これを除いて、第1子出産前に就業していた女性が、第1子出産後にどうなったかという経歴を見ますと、出産1年以内に退職した女性の割合が61.0%、就業を継続している女性の割合が39.0%となっています。グラフの右側、「平成17年から21年」の時点では、出産後1年以内に退職した女性は62.0%、就業を継続している女性は38.0%となっていて、出産を機に退職する女性の割合が高いという傾向にはほとんど変化が見られない状況です。

「2 男女共同参画」の「男性の育児休業取得率」の表をご覧ください。

男性の育児休業取得率は2002年の0.33から2012年の1.89と増えてはいるものの、依然として2%にも満たない状況です。「男性の家事・育児時間と子の出生」の関係は、きれいに相関関係が出ていまして、平成14年の時点で子どもが1人いる家庭を8年間にわたって継続調査した結果なのですが、男性の家事・育児時間が多い夫婦ほど、第2子以降の子どもの出生割合が高くなるという傾向が顕著に表れています。

資料の右側、「男女の意識の差」です。

本県が昨年度行った県民意識調査の結果によると、男性の子育てへの関わりが不十分な理由や、子どもが生まれてからの時間の過ごし方に、男女の意識の差が生じています。具体的な例を申し上げますと、図7の「子育てへの関わりが不十分な理由」として、「趣味や自分の個人的な楽しみの方を大切にするため」と回答した人は、男性は17.8%と少ないのですが、夫が「趣味や自分の個人的な楽しみの方を大切にしているため子育てへの関わりが不十分」と感じている女性の割合は46.2%と大変高くなっており、男女の意識の差が生じています。同様に、図8の2つ目、子どもが生まれてから「友人との付き合い、趣味の活動時間を減らした」と回答した男性は40.8%ですが、夫が「友

人との付き合い、趣味の活動時間を減らした」と回答した女性は 17.1%に過ぎず、こちらも大きな差が生じています。

続いて、「3 配慮を要する子どもや家庭への支援」です。

子どもの相対的貧困率、これは図9の下注1にあるように、「全世帯の所得を低い順に並べ、真ん中の額の半分に満たない世帯の割合」は上昇傾向にあります。また、図9の右上の、「大人が1人で子どもを養育している家庭の相対的貧困率」は 50.8%で、ひとり親家庭で経済的に困窮している者の割合は、減少傾向ではありますが、依然として高くなっています。

次に「虐待相談の状況」です。図10をご覧ください。

棒グラフでお示ししている虐待に対する「相談対応件数」と、折れ線グラフでお示ししている「相談延べ件数」は共に増加傾向にあり、平成25年度には過去最多の件数となっています。

以上のことを踏まえ、「4 今後求められる施策」です。

図11をご覧ください。平成25年度の県民意識調査によりますと、育児を支援する施策として、経済的支援の充実が 46.4%と最も高く、それ以外の施策では約3人に1人が「多様な保育サービスの充実」を挙げています。

こうした状況を踏まえ、子育て世代の男性の長時間労働、子育て世代の男性の家事・育児に従事する時間の短さ、共働き世帯の増加、出産後の就労を継続しにくい状況、男性の低い育児休業取得率、上昇傾向にある子どもの相対的貧困率、児童相談所の体制強化と関係機関との連携などが課題として挙げられると考えています。

このような課題を踏まえ、従来の取組に加えて、一例ではありますが、企業と協力したワークライフバランス推進活動、児童館を活用したイクメン支援、学校教育との連携などについて、今後の新たな施策として計画に反映させていく必要があると考えています。

続きまして、資料7をご覧ください。

これまで説明した現状と課題を踏まえた、次期「あいち はぐみんプラン」の体系（案）です。

次期計画の考え方ですが、少子化傾向が依然として続いており、ライフステージに応じた切れ目ない支援が引き続き重要です。そのため、基本的には現計画の枠組みを維持していきたいと考えています。また、先ほど御説明しましたとおり、新たに策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」などの3計画で定める事項については、現行の体系の中に位置付けたいと考えています。さらに、ワークライフバランスの推進に重点を置きまして、次期計画における「Ⅱ 希望する人が子どもを持てる基盤づくり」の柱として位置付けたいと考えています。

その下に、現行計画と次期計画の体系の比較となっています。新計画（案）の基本施策の中の、「★」が「新規又は充実して取り組む項目」です。具体的には、新計画の基本施策5を「男性の働き方の見直しとワークライフバランスの推進」とし、施策を充実させたいと考えています。また、「基本施策8 幼児教育・保育の充実」については、子ども・子育て支援新制度の幼児期の学校教育・保育などを総合的に推進していくという趣旨を踏まえまして、この項目としています。

「基本施策15 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援」につきましては、貧困家庭への支援施策と、ひとり親家庭への支援施策の内容の重複などを考慮しまして、一つの項目として整理したいと考え



ています。

この計画においては、基本施策の下にさらに、個別具体的な施策が記載されます。今回お示しするのは基本施策までですが、今後、個別具体的な施策についても検討を進め、次回以降の子ども・子育て会議において計画素案としてお示しし、御意見をいただく予定です。よろしく願いいたします。

(後藤会長)

それでは、論点の順にみなさまから意見を伺いたいと思います。時間の都合がありますので、1つの論点で10分くらいで進めていきます。それでは、「1 あいち はぐみんプランの取組評価」のご意見やご質問はございますか。

(鈴木委員)

はぐみんプランの取組評価は、多様な主体をまきこんで行っており、連携がすばらしいと思っています。また評価の目安も80%以上と高いところに置いていて、ふりかえりもしっかりできている。ただ、80%達成したといっても、指標ごとに本当に達成したい事項ができているか随分開きがあるのではと感じています。引き続き、厳しく取組評価をしていってほしいと思います。

(中尾委員)

綿密なフォローアップがされているという印象を受けます。ただ、20番、25番のあたり、外部講師の派遣状況の項目のように、全体の数が縮小したことによって達成しなかったというような、外部環境によって変化せざるをえない指標もあります。そういった指標があることを念頭に置いて、次期計画を立てるときの指標を考えられたらいいなと思います。

(望月委員)

25 要保護児童数が下回ったとはどういう意味でしょうか。児童虐待は増加しているようですが。

(事務局)

虐待相談件数は増えていますが、一時保護は増えていないという意味です。これはおそらく、初期の段階で対応ができているということだと考えています。市町村には専門家がいるところばかりではないので、市町村だけでは対応が難しいものについて、県の児童相談所で対応しています。

(望月委員)

県の役割は市町村の支援という側面もあるということですね。

(事務局)

そうです。特に初期の対応、家族状況を調べるだとか、そういったところは市町村が得意とする分野だと思いますので、役割分担を進めながら協力していきたいと考えています。

(榊原委員)

資料2の「6 男性の家事関連時間（育児、買い物含む）」のところでは男性の家事関連時間が41分となっています。他方、資料6、新たな課題への対応で諸外国との比較の中では、育児が39分、家事関連時間は1時間7分となっています。この違いはアンケートの違い、対象の違いということなのでしょうか。

(事務局)

資料2は愛知県の状況であり一般男性が対象、資料6は国の数値であり、6歳未満児を持つ男性が子育て世代ということで時間が長い可能性があります。

(榊原委員)

愛知県が少ないというのは残念なので、ぜひ前向きなデータになるような取組や指標の検討をお願いしたいです。

(後藤会長)

論点1の議論の予定時間が経過しましたので、続いて論点2に移り、ご意見を伺いたいと思います。論点2は、次期「あいち はぐみんプラン」を子ども・子育てに関する総合的な計画とし、関連する他の計画と一体的に策定するという説明について、資料1や3、4の部分ですが、ご意見やご質問はいかがでしょうか。

(山本委員)

資料3にある「愛知県子どもを虐待から守る条例に基づく計画」というところの②妊娠期からの総合的な子育て支援という項目がありますが、私も今幼児やお母さんの教育にかかわっていますが、意識のある方しか来なく、もっと聞いてほしい方が来ないというジレンマに悩まされています。誰にでも関わるのが、妊娠期。妊娠期からたとえば法令のようなもので定めるような形で、母子手帳をもらう時に必ず子育てに関することや心のケア等全員に指導の機会があったらと思います。私は市には言っていますが、県でもこのような取組があるといいのではと思います。

(事務局)

児童家庭課という課で所管をしている分野ですが、愛知県では母子手帳の交付時に、妊娠に関するアンケートを行っています。たとえば、シングルマザーであるとか、子どもさんができたときにどんな気持ちだったとか、〇をうっていただいて、状況が分かるようになっています。母子手帳を作るのは市町村ですが、県から統一様式でお願いして、全ての市町村でアンケートを実施しています。

また、赤ちゃんのいるご家庭を保健師が全戸訪問する事業を実施していますので、アンケートを持ってお宅へ伺い、様子をお聞きする、妊娠期からの支援が非常に大事だということを私たちも思っています。

(山本委員)

足りないんじゃないか、もっと充実すれば悲しい事件が減るのではないか。アンケートに○をつけるだけでは足りないのではないかと思います。妊娠中は夢を持っているので、1時間くらいの時間を強制しても、来てくれるのではないかと。私の所でも講座を実施して、家庭教育のアドバイスができる人を育てています。何かありましたらよろしくお願いします。

(事務局)

数の限られた保健師が回っているので、十分でない部分があるかもしれない。そういった部分をNPOや民間の方に担っていただくことを期待しています。

(福上委員)

子ども・子育て支援法の関係でお伺いしたい。区域設定の案は県でもうできているかと思いますが、中学校区か、小学校区か、支所単位か、県はどのように考えているのかお聞きしたいです。

(事務局)

前回の会議で区域の設定について、特に幼稚園について市町村をまたがる利用となっていることが多いので1号認定の区域をどう設定するか、5つのパターンをお示しして、ご意見をいただきました。引き続き検討中で、前回いただいたご意見や他の都道府県の調査も行い、愛知県としてもっとも適した区域設定を検討しているところです。次回の会議でお示しし、ご意見をいただきたいと思っています。

(丸山委員)

ファミリーフレンドリー企業の登録件数やインターンシップの実施件数は達成しています。

ですが、虐待の防止や子どもの貧困対策は法や条例が整備されてきているのに、ファミリーフレンドリー企業の登録件数を増やす、くらいの指標で終わってもいいものなのかと思っています。法律の変化に比べ、指標の内容は件数程度でよいものなのだろうか、どうなのかなと思います。

(事務局)

ファミリーフレンドリー企業は制度の話で、それが生かされているかどうかとは別の話。今、愛知県で、女性の活躍推進の関係でプロジェクトチームを作り、現在県内の企業1万1千社に調査を行っています。実態が出てきますので、そういったものを参考にして取組を考えていきたいと思っています。

(丸山委員)

子どもの命を守るには、働き方や地域の環境を変えないといけないと思っています。縦割りでこれはできた、これはできた、となっても生活者がそれを実感しないと意味がないと思います。

(神谷委員)

関連する他の計画と一緒に策定する点については、まさにそのとおりだと思います。

ただ、計画を作ったはいいけれど、それが実行されなければ絵に描いた餅。我々現場の人間としては、誰がいつどこでどのように何をやるのか不明確な計画が多いと感じています。誰が責任を持ってやりますよというようなガイドラインみたいなものをお示しいただけるのでしょうか。

(事務局)

今のはぐみんプランの目標でも、裏付けのある目標や県が何をやるか今になるとあまり明確ではないものもあります。目標数値の設定の時に、今のご意見を踏まえていきたいと思っています。

(後藤会長)

たくさんのご意見ありがとうございました。論点2について、一体的に計画を作るという点についてはひとりも反対がなく、ご了解いただいたと思います。さらに一步進んで、計画の実現性などの部分のご質問だったかと思うので、今後内容や指標を検討する中で、具体的に考えていければと思います。

次に、論点3に移ります。

資料7で説明いただいた体系、重点目標、基本施策の項目立てで問題がないかどうかについて、ご意見を伺いたいと思います。

(伊藤聡委員)

Ⅲ(1)の部分、8の「幼児教育・保育の充実」と9の「保育サービス」との違いを教えてください。

(事務局)

8は、施設型給付に対応する部分、9は地域の実情に応じた地域子育て支援事業に対応する部分で考えています。

(伊藤聡委員)

そうすると、施設型給付は8、延長保育は9に入るということですね。

幼児教育・保育の充実を、「(2)子どもの健やかな成長を支援する」ではなく、「(1)子育て家庭への支援を充実する」にいった理由を教えてください。

(事務局)

(1)は就学前、(2)は、就学後の子どもに係る部分として整理しました。

(伊藤聡委員)

子育て家庭への支援を幼稚園も行わないわけではないが、基本的には幼児教育は学校教育法から始まって、子どもの健やかな成長をねらいとしています。保育サービスと一緒にするのは次元が違

うのではないかと思うので、この位置に整理した理由をお聞きしたかった。

(事務局)

先ほどご説明したように、就学前と就学後で分けましたが、ご意見のように、幼児教育は学校教育の部分が欠かせないので、今後検討します。

(渡辺委員)

資料7Ⅲ「(13)学校教育の充実」の項目はどのようなことを考えているのでしょうか。外部人材の学校派遣のようなことを考えているのでしょうか。

(事務局)

学校教育の充実については、今後素案の段階で固めていきたいと考えていますが、現行では、生きる力、豊かな心を育む教育の推進などが挙げられています。その中の取組状況のひとつとして、外部人材の派遣の取組があります。今後の学校教育の在り方をふまえて、記載していきたいと思えます。

(渡辺委員)

外部人材の学校年間派遣時間数のみで評価するというような、限定した内容でなければよいと思えます。学校は今色々な問題を抱えていまして、現場にいますと、配慮を要する子、ひとり親、虐待を受けた子ども、障害のある子ども、外国人などの子どもがいて、色々な支援が必要であり、私たちが支援していかなければいけないと感じています。

(榊原委員)

ワークライフバランスの推進が重点事項として明示されたことは喜ばしい。5のところ、男性の働き方の見直しとワークライフバランスの推進、「男性の働き方の見直し」が明記されることも大変良いと思えます。さらに加えるとするなら、若者の「働く」ということに対する意識が、人によって大きな差があることが気になります。特に私が大学で講師をしていて感じるのが、20代の女性には、結婚したら仕事を辞めて子育てに専念するという専業主婦志向があること。専業主婦はいわばセレブです。そういった若い世代に対して、働き方やワークライフバランスの意識の醸成を盛り込んでいってはどうでしょうか。

(事務局)

今ご指摘のあった視点は十分考慮に入れていきたいと思えます。

また、ワークライフバランスの点では、企業との連携、ワークライフバランスに手厚い企業を表彰するとか、父子がふれあう企画を行うとか、学校教育の中で意識啓発をしていくことも重要だと思えますので、また計画に盛り込んでいきたいと思えます。

(中尾委員)

「男性の」働き方と強調されていますが、少し直接的な印象を受けます。男性で効率的に働いている方もいますので。男性の長時間労働が問題だということは理解できますし、県として意思があればよいのでしょうか。

(後藤会長)

概ね項目立てについては了解いただき、先ほどの幼児教育の部分のみ検討するというところでよろしいでしょうか。

(望月委員)

「(2) 子どもの健やかな成長を支援する」は社会的養護や貧困なども含めて、多くの項目にかかわってくるのではないのでしょうか。構造の微調整が必要かなと感じます。

(後藤会長)

Ⅲの(1)～(4)の項目立てを考え直すということかと思います。またご検討をお願いできればと思います。そろそろ時間が来てしまうのですが、こういう視点を重視、大切にしてほしいということがあれば、発言をお願いします。

(丸山委員)

「配慮を要する子どもや家庭を支援」の項目に「児童虐待防止対策の推進」が入っていますが、少子高齢化の中、孤立化する家庭も増えていることから考えると、全ての家庭を対象とした方がよいのではないのでしょうか。「配慮を要する」と括ってしまうと、問題がある家庭、ない家庭と分けてしまう印象をうけます。潜在的には全ての家庭で起こる可能性があるもので、分けるのではなくて、全ての家庭をカバーするような文言にしてはいかがかと思います。

(柴田委員)

「社会的養護体制の充実」の項目で、資料2のはぐみんプランの評価のところでは、里親の項目が◎となっています。しかし、実態は全然足りない。養育里親は少なく、子どもたちをひとりひとり家庭の中で生活をさせてあげることが難しい状態です。愛知県では愛知方式といって特別養子縁組を行い、かなり進んでいますが、ここでいう「社会的養護体制の充実」とは具体的にはどのようなことなのでしょう。

(事務局)

里親に絞ってお話すると、国も児童養護施設から小規模化や里親にという方針を出しています。充実というのは小規模や里親を増やしていくという意味合いです。

(後藤会長)

社会的養護は、施設と里親、つまり家庭的養護を含むのですが、社会的養護というと家庭的養護

がなかなか把握できないという懸念からのご指摘だったかと思います。言葉遣いについては、里親を含む家庭的養護についても、これから愛知県として大事にしていくんだという要素を含めて考えるのが大切だということでしょうか。

たくさんご意見をいただき、ありがとうございました。時間も越えておりますので、議事2、「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について」に移りたいと思います。

(事務局)

資料8をご覧ください。「1 認定こども園法の改正について」です。

平成24年8月の子ども・子育て支援法の制定に伴い、認定こども園法が改正されています。

これまでの幼保連携型認定こども園というのは、要件を満たす既存の認可幼稚園と認可保育所に対しまして、知事が認定こども園の認定を行っていました。認定こども園法の改正によりまして、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たに幼保連携型認定こども園が創設されました。設置認可は知事が行うこととされ、県は設置認可のための施設及び運営の基準を条例で定めることとなりました。

資料左下にある(参考)、図の左側の「類型」欄には、「幼保連携型」から「地方裁量型」まで4つの類型がありますが、現行制度と改正後と比較すると、「幼保連携型」は、幼保連携型認定こども園として知事が設置認可を行うことになり、既存の幼稚園、保育所からの移行は義務付けではありません。また、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の認定制度は従来どおりですが、財政措置につきましましては、施設型給付で一本化されます。

続きまして、資料右側の「2 条例の内容について」です。

認定こども園法では、県が条例を定めるに当たり、①から③の記載のとおり、学級の編成や保育室の床面積といった事項は、国の基準に従うこととされ、それ以外の事項については、国の基準を参酌して定めることとされています。

この「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準ですが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容、つまり、より高い基準を定めることが許される基準です。「参酌すべき基準」とは、十分参酌した結果であれば地域の実情により当該基準を緩和することも許される基準です。

次に、参考1を先に説明いたします。

表の中央にある「新基準(府省令)」は、4月30日公布の府省令で示されました、国の新たに創設された幼保連携型の基準の内容です。この基準は、基本的に現行の国が定める保育所の認可基準と幼稚園の認可基準を比較し、厳しい基準の方に合わせて作られています。

表の右側に「認定こども園認定要件基準条例」とあるのが、現在、条例で定めている認定こども園の認定の基準として、県独自の部分について、ゴシック体で表記しています。

県独自基準といたしましては、4点あります。

まず1点目が、「学級編成・職員に関する基準」の中の、上から3つ目の「職員配置基準」の項目、現行の県条例では、短時間利用児の配置基準につきまして、これまでの国基準の「35:1」に対し、「30:1」との設定です。今回公布された府省令では、短時間利用児と長時間利用児の区分が

なくなり、基準が強化されました。

2点目は、左側の「設備に関する基準」の中の上から2つ目の「建物及び附属設備の一体的設置」です。現行の県条例では、「同一敷地内又は隣接地内」となっています。今回の府省令では、「園舎・園庭は同一敷地内又は隣接地内」とされており、これは、現在の県条例と同様の内容になりました。

3点目は、「園舎・保育室等の面積」のうち乳児室について、現行の県条例では、ほふく室と同基準の「3.3㎡以上」です。今回の府省令において、この面積基準については、従来どおりで変更はありませんでした。

4点目は、「その他」の項目ですが、これは、国基準にはない設置者の要件として、「認定こども園を運営するために必要な経済的基礎」を求めるものです。認定こども園法の改正により設置者に必要な財産を有することに関する規定が設けられています。

以上より、国の新基準の内容と現行の県基準の内容を比較しますと、県独自基準は、乳児室の1人当たり面積を3.3㎡以上とすることのみとなっています。

また、「類似施設の設備及び運営に関する基準条例」としまして、いちばん下になりますが、東海地震、東南海・南海地震の想定区域である本県の実情を踏まえまして、県独自基準として児童福祉施設最低基準で、地震、風水害等の場合に備えた計画の策定を義務づけるとともに、入所者処遇記録の5年間の保存期間の規定があります。なお、入所者の処遇記録等に関する保存年限は、認定こども園法施行規則で定められる予定となっています。

資料8に戻りますが、以上のことを踏まえ、県としての独自基準（案）を策定しました。（1）乳児室の1人当たり面積を3.3㎡以上とするということと、（2）地震、風水害等の場合に備えた計画の策定の義務づけ及び大規模地震等に備えた相互支援・協力体制の努力義務について、県独自の基準として、条例に盛り込む必要があると考えています。

参考2は、府省令を踏まえた新たな基準案について、事前に関係団体の皆様に照会した意見の概要とそれに対する現時点での県の考え方を整理したものです。市町村、愛知県国公立幼稚園長会、愛知県私立幼稚園連盟、愛知県社会福祉審議会保育部会、愛知県私立保育園連盟、愛知県民間保育協議会、全国認定こども園協会中部地区愛知県支部に意見を照会しました。いただきました御意見は、10項目に集約しています。いただいた御意見の多くは、政省令で定められた基準に対するもので、制度上、県独自の基準として定めることになじまないと考えています。

なお、5番について、少し説明いたします。これは、私立幼稚園連盟から提出されたもので、現在、県で定める私立幼稚園の認可審査基準では定員数の最低基準や、土地建物を原則、自己所有とすること、既設施設からの距離を1,000m以上とすることなどが定められていますが、府省令にはこうした規定がないため、幼保連携型認定こども園の認可基準として、条例に盛り込んで欲しい、という趣旨のものです。

認定こども園法の改正により、新たに創設された幼保連携型認定こども園は、認可上は幼稚園とは別の施設になると考えますが、私立幼稚園審査基準の趣旨なども踏まえ、個別の基準について関係者の御意見を伺いながら、今後検討します。



最後に、今後のスケジュールですが、平成26年9月議会に、これまで御説明してきました「幼保連携型認定こども園の認可基準条例」と、認定こども園の認可申請について意見を伺う「認定こども園審査部会」を設置する「愛知県社会福祉審議会条例一部改正」の提案を行う予定です。

その後10月上旬に条例が公布され、幼保連携型認定こども園の認可事務を開始します。条例施行は平成27年4月1日の予定です。

(後藤会長)

ありがとうございました。意見というよりも質問などが多いと思いますが、何かございますか。

(望月委員)

認定こども園は、子どもたちが乳幼児期に過ごす場所、そういう場所に関する制度改正なので、スケジュール先行ではなく、幼保連携型認定こども園の基準については、十分な審議を尽くし、じっくり検討するのが大切ではないでしょうか。具体的な対策も条例策定後に整えなければならないし、じっくりと意見を踏まえ、検討して行ってほしいです。

(事務局)

新制度のスタートは、早ければ27年4月とされています。27年4月からのスタートになると半年前から受付をスタートしなければならず、準備が必要となってくるので、基本的には9月議会に間に合うように、関係団体と調整しながら検討したいと思います。

(鈴木委員)

認定こども園のことについて、市町村が行うことと県が行うことが混在しており、それに戸惑いを覚えています。今後部局間での調整を行っていくことになるのですが、情報公開、研修、保育教諭の質の向上などについて、ここは市町村にお願いする部分、ここは県にお願いする部分など整理していただけるとありがたいです。

(後藤会長)

まだまだご質問されたいことはあると思いますが、時間の都合上、つぎに進みます。ここで、伊藤聡委員から本日資料が提出されましたので、ご説明をお願いします。

(伊藤聡委員)

先週月曜、国が施設型給付の公定価格を示しました。施設型給付の公定価格について、名古屋、豊田、刈谷市、豊明市以外では、難しい点が生じています。

新制度では、施設の所在地の地域区分で施設型給付の額を算定することとなっています。国の会議では、給与月額の実態が概ね国家公務員の地域手当の地域区分に即した形になっていると論じられています。その地域区分によれば、名古屋、刈谷、豊田が12/100、豊明が10/100、多くの愛知県内の市町村が3/100となっています。これは、名古屋、刈谷、豊田の3地域は9%高い賃金で見積もることができるということを示しています。保育所もそうですし、一時預かり、事業所内保育も

そうです。これを新制度の全ての制度について使っていくことになるかと、どうなるか。

ここで、私立幼稚園連盟が、いくつかの幼稚園の初任給と定期昇給について調べた実態調査があるのですが、その調査によれば、名古屋と尾張の差はほとんどなく、豊田と三河の差もほとんどありません。つまり、愛知県内は給与はほとんど変わらないのです。

これが、名古屋は12%、他の地域が3%になるとどうなるのでしょうか。このまま、地域区分が実施されたら、名古屋市、豊田市で月20万で教員の募集がされたとすれば、その周辺の市町村では、月額184,000円で募集するしかなくなってしまうのです。

出た数字をもとに分析をしました。幼稚園で現在得ている収入の方が多くなるのは、180人までです。施設型給付に入らないのか、施設型給付に入って父兄から余計にお金を取るのか、そういう判断をしなければいけなくなってきています。

この会議は決議するところではなくご意見を聴くところだそうなので、決議要請はしませんが、ぜひこの内容を御理解いただいて、一時保育も家庭的保育も関わってくるので、みなさんの力を借りて、国に対して是正をするようお願いしたいという意味で資料を作りました。

(後藤会長)

ありがとうございました。今後のスケジュールについて、最後に事務局から。

(事務局)

スケジュールの立て直しをしております。6月、8月、11月、1月に子ども・子育て会議を開催したいと考えております。また、みなさまのご都合を確認して開催していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(後藤会長)

時間は過ぎていますが、もしも何かございましたら。ないようですね。

委員のみなさまには本日の議事にご協力いただきありがとうございました。会議を終了いたします。限られた時間でしたので、お気づきの点などありましたら、用紙をお使いいただき、メールかファックスで事務局まで送付ください。

事務局は、本日の内容を踏まえ、今後の計画策定等に生かしていただきたいと思います。